

徳島市SOGIEフレンドリー企業登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いに個性を尊重し、誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指し、官民一体で性の多様性の理解を推進するため、徳島市SOGIEフレンドリー企業(以下「フレンドリー企業」という。)の登録に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SOGIE 性の多様性のことをいう。
- (2) LGBTQ+ 典型的とされていない性自認や性的指向
- (3) 徳島市SOGIEフレンドリー基準 (以下「フレンドリー基準」という。) 企業におけるSOGIEへの取組や対応について、その推進状況を図る基準として定めるものをいう。
- (4) 企業 法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (5) 事業所 事務所、本店、支店、工場、営業所その他事業を行う場所又は施設をいう。

(対象)

第3条 フレンドリー企業に登録することができる企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 徳島市内に事業所があること。
 - (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)の性的指向・性自認に係る講ずべき措置のほか、別表に定める基準の各項に2つ以上該当すること。
- 2 前項の規定に関わらず、企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該企業を登録しないものとする。
- (1) 過去3年以内に、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか過去3年以内に事業に関して法令に違反し、行政処分を受けたとき。
 - (3) 市税を滞納しているとき。
 - (4) 過去3年以内に偽りその他不正な手段により第4条の登録又は第8条第2項の更新を受けようとしたとき。
 - (5) 徳島市暴力団排除条例(令和元年徳島市条例第25号)第1号に該当するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか登録をすることが社会通念上適切でないと思われるとき。

(登録の方法)

第4条 市長は、基準について、あらかじめ公表しなければならない。

- 2 登録を受けようとする企業は、徳島市SOGIEフレンドリー企業登録申請書（新規・更新）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、記載内容に関する説明資料、写真又は図面等を書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）によって添付しなければならない。
- 4 市長は、申請のあった企業の取組内容が、前条第1項第2号に該当することを書面等により確認するものとする。
- 5 市長は、前項の規定によりフレンドリー基準を満たした企業をフレンドリー企業として登録し、登録証明書を交付するとともに、ホームページ及び徳島市SOGIE啓発SNSに掲載するものとする。

(登録の単位)

第5条 前条に規定するフレンドリー企業の登録は、企業単位又は事業所単位とする。

(変更、辞退及び廃止の届出)

第6条 登録を受けた企業は、次の各号に掲げる場合には、徳島市SOGIEフレンドリー企業申請事項（変更・辞退・廃止）届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した名称を変更したとき。
- (2) 申請書に記載した所在地を変更したとき。
- (3) 申請書に記載した取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。
- (5) 登録を辞退しようとするとき。

(確認調査)

第7条 市長は、必要に応じて企業に対し調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

(登録の有効期間及び更新)

第8条 登録を受けた企業の有効期間は、登録日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間の満了に際し、引き続きフレンドリー企業として登録しようとするときは、有効期間の満了前までに更新を受けなければならない。

ただし、更新に必要な行為は、有効期間満了の6月前から行うことができるものとする。

- 3 前項に規定する更新手続は、第3条の規定を準用する。

(登録の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。

- (1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき又は同条第2項各号に該当することとなったとき。

(2) 登録を継続することが社会通念上適切でない認められるとき。

(市の役割)

第 10 条 市長は、登録を受けた企業の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

SOGIE取り組み基準

1. 従業員（職員）に対する取り組み		
(1)	休暇・手当等	パートナーとの婚姻休暇等が認められている。 パートナーとの福利厚生・給与手当等が認められている。 ※ 規則等に定めがあること。
(2)	研修・相談	LGBTQ+に対する研修を行っている。 相談窓口を開設している。
(3)	施設等	トイレ・更衣室等を完備、対応を行っている。
2. お客さまへのサービス等に対する取り組み		
(1)	パートナーシップ宣誓を行っている場合、婚姻関係と同じようなサービスを提供している。	
(2)	トイレ等の施設を完備している、対応を行っている。	
3. その他		
徳島県内において、LGBTQ+（SOGIE）への理解を促進するための社会貢献活動を行っている。		